

里親認定部会について

1 部会の設置目的

児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている。

これらの事項の審議にあたっては、個別のケースについて、法律等の専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置して審議を行う。

2 部会の所掌事項

- (1) 里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）の認定の適否について、諮問を受けて答申すること
- (2) 里親の登録の更新にあたり、更新が不相当と認められるものについて、諮問を受けて答申すること
- (3) 里親の登録の更新を行ったときに報告を受けること

3 参考（平成26年度審議状況）

裏面のとおり

平成26年度 里親認定部会審議状況

平成26年12月10日現在

認定部会 開催日	審議結果										備考 (外国人)									
	諮問件数					不適格数						再調査・保留数	その他							
	養育	縁組	専門	親族	計	養育	縁組	専門	親族	計										
26 (550)	4	11			15	4	10			14					1		中国(妻)1件			
26 (551)	5	11			16	5	10			15					1					
26 (552)	18	12			30	17	11			28					1	1	中国(妻)1件			
26 (553)	7	12			19	7	12			19					0		オーストラリア(夫)1件			
合計	34	46	0	0	80	33	43	0	0	76	0	0	0	0	1	3	0	0	4	0